

会員規約

〈名称〉

第1条 当クラブは、「I G R 銀河ファンクラブ」(以下「クラブ」といいます)と称します。

〈目的〉

第2条 クラブは、I G R いわて銀河鉄道(以下「I G R」といいます)の利用促進をはかり、I G R の各種事業を活用して交流人口の拡大を目指し、沿線地域をはじめ岩手県内各地の振興、発展に寄与するとともに、クラブとI G R が提供する様々な場を通して会員間の交流を図ることを目的とします。

〈会員〉

第3条 クラブの会員(以下「クラブ会員」)の種類は、次のとおり。

- (1)一般会員……入会時、または有効期間の更新時において、中学生以上の個人とします。
- (2)こども会員……入会時、または有効期間の更新時において、小学生の個人とします。こども会員は、必ず保護者と同時に入会するものとし、単独での入会および有効期間の更新はできません。
- (3)特別会員……設立時の発起人は、特別会員と呼びます。
- (4)賛助会員……法人、団体での会員とします。

〈会員特典〉

第4条 クラブ会員は、クラブ事務局が別途定める特典を受けることができます。

- 2.特典を受ける際は、「会員証」の提示が必要となります。

〈会費〉

第5条 クラブの会費は年会費制とし、その金額は次のとおりとします。

- (1)一般会員…2,000 円
- (2)こども会員…1,000 円
- (3)特別会員…2,000 円
- (4)賛助会員…20,000 円

2.前項に定める会費は、入会時および第7条第1項に定める有効期間の更新時に支払うこととします。

3.途中退会の場合(会員資格停止を含む)の会費の返却はしません。

〈会員資格〉

第6条 クラブへの入会希望者は、本会則を承諾のうえ、適正な入会申込手続の完了および、前条第1項に定める会費の支払いをもって、クラブ会員の資格を得るものとします。

〈有効期間・会員資格の更新〉

第7条 前条に定める会員資格の有効期間は、入会年の4月1日から翌3月31日までの1年間とします。但し、クラブ事務局が特に定めた場合はこの限りではありません。

2.入会初年度は、期間年度途中での入会であっても、前項の有効期間となります。

3.前項に定める有効期間は、所定の手続きによって更新できるものとします。

4.前項に定める更更新手続は、クラブ事務局が定めた期間に行うことができます。

〈入会の承認および取消〉

第 8 条 前条の入会申込者が次の各号に該当する場合を除いて、その申込みを承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員としてサービスを利用することができるものとします。ただし、当該承認後に会員が次の各号の一に該当していることが判明した場合、当クラブは、事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとし、その場合、第 11 条第 2 項の定めにより年会費を返却しません。

(1)入会申し込み内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合

(2)入会申込者が存在しない場合

(3)入会申込者の承諾なくして他者が申し込んだ場合

(4)入会申込者が

<1>暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号)第 2 条の暴力団、またはこれに類する反社会的団体(以下「暴力団等」といいます)に所属する者(以下「暴力団員等」といいます)

<2>暴力団員等でなくなった時から 5 年経過しない者

<3>暴力団等および暴力団員等と組織上、または業務上の関係を有し、もしくは当該関係を有する団体に所属する者

<4>暴力団員等に対し、資金その他の便益を提供し、または社会的に相当と認められない密接な関係を有する者とクラブが認める場合

2.過去に入会および退会を繰り返しており、それらが不適切なものであるとクラブが判断した場合

3.クラブの年会費の決済方法として、入会申込者が指定したクレジットカード、または銀行等預貯金口座の使用が認められない等、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合

4.入会申し込みをした時点で利用料金の支払いを怠っている場合、または過去に利用料金の支払いを怠ったことがある場合

5.過去にクラブの利用承認が取り消され、または除名処分とされている場合

6.入会申し込み時において、「こども会員」の申込者が単独で入会した場合

7.その他、会員として不適当であるとクラブが認める場合

〈会員の責任〉

第 9 条 クラブ会員は、次の責任を負うものとします。

(1)会員は、本サービスの利用に関してすべての責任を負うものとし、クラブおよび I G R に対して何等の迷惑、または損害を与えないものとします。

(2)本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、または会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は事故の責任と費用でこれを解決するものとし、クラブと I G R は一切責任を負わないものとします。

(3)会員は、第三者の行為に対する疑問、もしくはクレーム等がある場合は当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処

理、解決するものとします。

- (4) I G Rは、クラブおよびサービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
- (5) I G R以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連し、会員が損害を受けた場合、I G R及びクラブはいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。但し、I G Rが主催する企画旅行においては、旅行業法及び旅行業約款に基づき、この限りではありません。

〈退会〉

第10条 クラブ会員は、次のいずれかに該当するとき、当クラブを退会したものとします。

なお、有効期間中の退会であっても、会費の返還は行いません。

- (1)第9条の規定により、会員資格を失ったとき
- (2)クラブ事務局に対し、退会の意思表示があったとき

〈個人情報の取り扱い〉

第11条 クラブは、クラブ会員の個人情報を厳重に管理するものとし、クラブ以外の目的での使用、並びに第三者への開示及び提供を一切行いません。

〈終了・解散〉

第12条 クラブにその活動を継続しがたい事情が生じたときは、クラブを終了・解散します。但し、この場合クラブは会員に連絡の上、会費を返却する場合があります。

〈本規約の追加・変更〉

第13条 本規約の追加、変更は当クラブが行い、会員にその都度、追加・変更事項を通知します。

2.本規約のほかに、クラブ運営上必要な事項は、別途定めます。

〈事務局〉

I G R 銀河ファンクラブ

〒020-0133 岩手県盛岡市青山二丁目2-8 (I G Rいわて銀河鉄道 営業部内)

電話 019-601-9995 (平日9:00~17:00)

FAX 019-601-9998

E-mail ginga-fc@igr.jp